

令和2年5月26日

文京区内の認可保育所・育成室（学童クラブ）等に  
児童が在籍する保護者の勤務先企業・事業者の皆さまへ

文京区長 成澤 廣修

### 緊急事態宣言解除等に伴う感染症対策のお願い

日頃より、文京区の保育行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、国の緊急事態宣言が解除されたところですが、東京都は、休業要請については、段階的に緩和することとし、引き続き、接触機会の低減を目指した外出自粛を要請しております。これからは「新しい生活様式」を取り入れながら感染が拡大しないよう対応していくことが肝要と考えます。

今回の緊急事態宣言の解除を受け、区は、これまで「臨時休園」としてきた区内の保育園・学童クラブ等について、6月1日以降は原則として開所することとする一方、これらの施設では三密を避けた新しい生活様式は実現が困難であることから、ご家庭で保育が可能な方には引き続き登園を控えていただき、家庭での保育をしていただくようお願いすることとしています。

感染によって子どもたちや社員・従業員である保護者が健康や命を損なうリスクと、経済の停滞に伴う社会的課題や企業の皆様の直面する課題は、両者ともに極めて深刻であり、解決しなければならないものであると認識しております。

そういった難しい局面ではございますが、ご家庭で保育を行うことが可能な社員・従業員の方につきましては、本人やそのご家族が命や健康を損なうことがないように、勤務先企業・事業者の皆さまにおかれましては、「小学校休業等対応助成金」等の支援制度の活用による休暇や育児休業の取得等、勤務の軽減についてご配慮いただくことについて一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。